

八丈町農業委員会

第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年12月20日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成28年12月20日(火) 15:30～17:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4.農業委員欠席：なし

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			
〃	5	菊池 睦男			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名、2番 大澤 正雄委員

7.会議録署名委員の指名：7番 菊池 家司委員、8番 沖山 宗春委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：6名

11.傍聴人：なし

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第9回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが7番、8番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号、農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、上記議案を提出する。

平成28年12月20日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、農林水産省の通知に基づき、設定または修正の必要性を検討することとされているため提出する。

次ページの議案第1号別紙をごらんください。

下限面積（別段の面積）の設定について、農業委員会の適正な事務実施について（20 経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について検討し、その結果を公表することとされています。このため、下限面積（別段の面積）の設定について下記のとおり提案いたします。

1. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針、現行の下限面積（別段の面積）1アールの継続実施。

理由、耕作放棄地が相当程度存在しており、今後も継続して新規就農を促進する必要性があり、少しでも農業に興味のある人材が就農できる環境を整備するため。

理由について詳しく説明させていただきます。

裏面をごらんください。

1. 別段面積を定める基準、農地法施行規則第17条

法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

・設定区域（農業委員会が法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第3号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

・農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。

・農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積

未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。

次の四角内にある農地法施行規則第 17 条第 2 項については次ページからの説明と一緒に説明しますので、次のページへ進ませていただきます。

1. 別段面積引き下げの経緯

八丈町では平成 21 年に農地法改正とあわせて 30 アールに設定したが、平成 25 年 12 月の総会にて議案第 1 号の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段面積の設定についてにて、耕作放棄地解消と新規就農促進を目的に 30 アールから 1 アールへの引下げ修正を行い、別段の面積を 1 アールに設定した。

1. 別段面積引き下げの理由

耕作放棄地が相当程度存在していること。

農地面積 618 ヘクタールで遊休農地面積 183 ヘクタール、割合 29.6%と耕作放棄地率が高い状況です。

これは、前ページの四角内にあります、農地法施行規則第 17 条第 2 項 1 の「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当適度存在すること。」に相当いたします。

続いて 八丈町は離島のため 3 条許可を得るのには、常時従事要件により現実的に島内者に限られていることから、どのような農業を行うか（支障があるか）を判断することが容易であること。

これは、前ページの四角内にあります、農地法施行規則第 17 条第 2 項 2 の「当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積（北海道では 2 ヘクタール、都府県では 50 アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。」が問題なく実施できる環境体制にあると判断いたします。

最後の 新規就農を促進するため、別段面積は 1 アールとする。

これは、先に説明いたしました、前ページの農地法施行規則第 17 条 2 「農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は 10 アール以上であること。」とされていますが、四角内にあります、農地法施行規則第 17 条第 2 項「設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第 3 条第 2 項第 5 号の農林水産省で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。」とありますので、前項の 10 アール以上の規定にかかわらず、八丈町における新規就農を促進するために適当と認められる面積が設定可能なので、少しでも農業に興味のある人材が就農できる環境を整備するため等の理由からその面積を 1 アールと設定しています。

1. 新規就農促進効果

新規就農の促進効果ですが、裏面をごらんください。

平成 27.28 年度八丈町新規就農者名簿となりますが、平成 24 年 0 人、平成 25 年度 8 人、平成 26 年度 3 人、平成 27 年度 8 人、平成 28 年度が 12 月 9 日現在で 3 人となっています。新規就農者も増加しており、今後も継続して新規就農を促進する必要があることから、現行の下限面積 1 アールの継続実施を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。何かご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。